

松山市健康づくり応援パートナー登録事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、健康づくりに関する取組等を実施する企業・事業所・団体等（以下「企業等」という。）を、松山市健康づくり応援パートナー（以下「応援パートナー」という。）として登録し、その取組等について広く情報発信するとともに、松山市健康増進計画「健康ぞなもし松山」に基づく健康寿命の延伸に向けた市の施策を、企業等との協力関係のもとに推進することを目的に実施する松山市健康づくり応援パートナー登録事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

(登録資格)

第2条 応援パートナーとして登録できる企業等は、次のいずれにも該当する企業等とする。

- (1) 市内に所在する企業等であること。
- (2) 市民や従業員等の健康寿命の延伸に意欲を有すること。
- (3) 法令に定めのない医業類似行為を行うものでないこと。
- (4) 健康増進法、薬事法、食品衛生法等の法令の規定に適合しない医薬品、食品等の販売等を行うものでないこと。
- (5) その他、市が不相当と認める企業等でないこと。

(取組内容)

第3条 本事業で、企業等が実施する健康づくりに関する取組等は、次のとおりとする。

- (1) 市が実施する健康づくりに関する普及啓発活動への協力
- (2) 従業員等に対する健康づくりに関する知識の普及及び推進
- (3) その他、市が不相当と認める取組でないこと。

(登録申込)

第4条 登録を希望する企業等は、松山市健康づくり応援パートナー登録申込書（様式1号）を市に提出するものとする。

(登録の審査及び決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査のために必要があると認めるときは、当該申込者の協力を得て、申込に関する事項について調査し、又は資料等の提出を求めることがで

きる。

- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、登録の決定した企業等には、応援パートナーとして登録の上、当該申込者に対し、松山市健康づくり応援パートナー登録証(様式2号)を交付する。

(周知)

第6条 市長は、第5条第3項の規定により応援パートナーとして登録した企業等(以下「応援パートナー登録企業等」という。)を健康づくり応援パートナー登録台帳(様式第3号)に企業等名等、必要な事項を記載するとともに、市ホームページ等で、企業等の取組内容等を広く周知するよう努めるものとする。

(取組等の支援)

第7条 市長は、応援パートナー登録企業等による健康づくりの取組等を支援するため、その実施する取組等に応じた有益な情報等を提供するものとする。

(名称の使用)

第8条 応援パートナー登録企業等は、自社が発行する刊行物や広告等に「松山市健康づくり応援パートナー登録企業」の名称を使用することができる。

(取組等の報告)

第9条 応援パートナー登録企業等は、1年度間の取組内容等を記載した松山市健康づくり応援パートナー活動報告書(様式第4号)を翌年の4月末までに市に提出するものとする。

(登録の辞退及び変更)

第10条 応援パートナー登録企業等は、登録を辞退する場合又はその内容に変更があったときは、速やかに、松山市健康づくり応援パートナー登録辞退届出書(様式第5号)又は松山市健康づくり応援パートナー登録変更届出書(様式第6号)により、市に届け出るものとする。

(登録の取消)

第11条 市長は、応援パートナー登録企業等が、次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第9条の規定による活動報告書の提出がないとき。

- (3) 第10条の規定による辞退の届出があったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援パートナーとして適当でないと認めるとき。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別途定めることとする。

附則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。